

Dr2GO利用約款

Dr2GOの利用を希望する法人（以下「お客様」といいます）は、S C S K株式会社（以下「当社」といいます）が定めたDr2GOの利用約款（以下「本利用約款」といいます）に同意のうえ、第1条に定義する本サービスを当社に対し、申込みものとします。

第1条（定義）

本利用約款における用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、別紙1に記載するサービスの総称をいいます。
- (2) 「仕様書」とは、別紙1に定める本サービスの詳細を定めた定義のことをいいます。
- (3) 「対象著作物」とは、本サービスを利用するために当社がお客様に提供するアプリケーション等のコンピュータプログラムやドキュメント等の総称をいいます。
- (4) 「利用者」とは、本サービスを利用するお客様が雇用する、または、その他契約関係のある従業員のことをいいます。
- (5) 「患者等」とは、お客様の医療サービスを利用する患者及びその患者を支える人々（家族等）をいいます。
- (6) 「コンテンツ提供者」とは、本サービスにコンテンツを提供する会社をいいます。製薬会社等の医薬・医療産業会社等が含まれます。
- (7) 「コンテンツ」とは、本サービスにおいて利用者へ提供される文章、音声、画像、動画、広告、その他の情報のことをいいます。
- (8) 「利用規約」とは、別途お客様から利用者に対して提示される規約で、本サービスの利用に関し利用者が遵守すべき利用条件を定めたものをいいます。
- (9) 「連携先」とは、別紙1に定める地域医療連携サービスにおいて、連携元が自己のシステムと連携するよう当社に指定した Dr2GO を利用している法人をいいます。
- (10) 「連携元」とは、別途当社と Dr2GO を利用している法人の間で締結された Dr2GO 利用約款に基づいて、当社が、当該法人から指定を受けて当該法人のシステムと連携元のシステムを連携した場合における、当該法人をいいます。
- (11) 「連携施設等」とは、連携先及び連携元の総称をいいます。
- (12) 「販売店」とは、当社と Dr2GO の販売パートナー契約を締結した法人であって、お客様に対して Dr2GO を販売する当該法人をいいます。

第2条（利用契約の成立）

1. お客様は、当社に対し、本利用約款の内容に同意したうえで、当社指定の利用申請書に必要事項を記載し、メールにより利用を申し込むものとします。当社は、利用の申込みを受けた際は速やかにお客様に対し、受付の旨を通知します。当社は、利用申請書を審査し、申込みを承諾するときはメール（以下「承諾通知」といいます）により通知します。
2. 本サービスの利用契約の成立は、前項の承諾通知を送信した日付とします。
3. 当社は、お客様に対し、お客様が本利用約款及び仕様書に定める諸条件を遵守する限りにおいて、

利用者に対して本サービスを利用させる権利を許諾します。ただし、お客様の状況により、一部の機能のご利用を制限する場合があります。詳細は利用申請書に記載します。

4. 前項により許諾される権利は、日本国内における、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものとします。
5. お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、申込にかかる本サービスの全部または一部について、利用申込を承諾しない場合があります。この場合、当社は、お客様に対して利用申込を承諾しない旨をメールにより通知します。
 - (1) 本利用約款上の義務を怠るおそれがあることが明らかな場合
 - (2) 利用申請書に虚偽を記載または記入漏れ、ならびに不備があった場合
 - (3) 本サービスの利用料金または手続きに関する費用等の支払を怠るおそれがある場合
 - (4) その他、当社が本サービスの提供が適当でないと判断した場合
6. 販売店を経由して本サービスを利用する場合、本条に定める申込等については、販売店を経由してなされるものとします。

第3条（利用期間）

1. お客様による本サービスの利用期間は、第2条2項に定める本サービスの利用が成立した日付から1年間とします。
2. 前項の期間満了の3ヶ月前までに、いずれの当事者からも本サービスの利用又は提供を終了する書面による意思表示がなければ、本サービスの利用期間を更に1年間自動で更新するものとし、以後も同様とします。
3. お客様が第三者の連携先として本サービスの④地域医療連携サービスのみに申し込む場合で、かつ、当社と連携元の間で締結された利用契約が終了した場合は、当該契約終了とともにお客様の契約も終了するものとします。

第4条（利用料金及び支払条件）

1. 本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、当社指定の利用申請書に定めるとおりとします。
2. お客様は、利用料金に適用される消費税を加算した金額を、別紙1第9項に定める支払条件により当社に支払うものとします。なお、振込手数料は、お客様の負担とします。
3. 税法令の改正等により消費税等の税率が変更された場合、改正後の税法令等に従って変更後の税率が適用されるものとします。
4. 本サービスの内容の変更、当社の責に帰すべからざる事由による当社の費用の増加、経済情勢の変動その他やむを得ない事情により、利用料金の変更が必要となったときは、お客様と当社で協議し、利用料金を変更することができるものとします。
5. お客様は、利用料金の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日から完済するまでの日数について、年率14.6%の割合で算出する額を遅延利息として当社に支払うものとします。
6. 当社は、本サービスの提供にあたり、利用料金以外の諸経費（交通費、宿泊費、当社の社内規則に定める出張にかかる日当等を含むが、これらに限りません）が生じた場合、その実費をお客様に請

求することができるものとし、お客様は、当社の請求に基づき当社に支払うものとし、この場合の支払方法は、本条第2項に準じるものとし、

7. 当社は、利用料金および利用料金以外の諸経費に関する請求書を、お客様が提出した利用申請書に記載のメールアドレス宛にメールで送付するものとし、
8. いかなる事情（当社の違算による場合を除きます）があっても、当社は、既にお客様が支払い済みの利用料金について、お客様に返還しないものとし、
9. 本条の定めにかかわらず、販売店を経由して本サービスを利用する場合、本サービス利用料金及びその支払条件については、お客様と販売店との契約条件に従うものとし、

第5条（サポート等）

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、別紙1第5項に定める範囲に限り、当社にサポート等を求めることができ、当社はこれに応じるものとし、
2. 前項の対価は、利用料金に含まれるものとし、

第6条（コンテンツ提供サービス・再委託等）

1. 当社は、本サービスにおいて利用者の特性に応じてコンテンツ提供者が提供するコンテンツを掲載することができます。
2. 当社は、本サービスの提供（サポート等の提供を含みます）にあたり、全て又は一部の業務を第三者へ再委託することがあります。
3. 前項の場合、当社は、当社の監督責任下において当該第三者にこの約款と同等の義務を負わせるものとし、

第7条（禁止事項）

お客様は、本サービスの利用にあたり、本利用約款によって認められている場合を除き、当社の事前の書面による同意なく次の各号に定めることをしてはならないものとし、

- (1) 本利用約款に定められた条件以外で本サービス（対象著作物を含むものとし、本条において以下同様とします）の全部又は一部を複製すること
- (2) 本サービスの全部又は一部を改変・翻案すること
- (3) 本サービスのトレース、デバッグ、逆アセンブル、デコンパイル、その他の手段により、本サービスの構造・機能・処理方法等を解析し、又は、本サービスのソースコードを得ようとする
- (4) 本サービスの全部又は一部を、他のサービスやソフトウェア等の一部に組み込み、又は他のサービスやソフトウェア等の全部又は一部を、本サービスの一部に組み込むこと
- (5) 本サービスの知的財産権表示を削除・改変すること
- (6) 本利用約款で明示的に許諾された範囲を超えて利用又は使用すること
- (7) その他、本サービスの運営に支障をきたす可能性があるとして当社が判断する行為をすること

第8条（お客様の責任・利用環境等）

1. お客様は、本サービスを利用するにあたり、別紙1第6項に定める利用環境（以下「利用環境」と

いいます)を準備するものとします。

2. 前項の準備にかかる費用は、お客様の負担とします。
3. お客様は、利用者に対して、利用規約の内容を遵守させる義務を負います。利用者が利用規約に違反し当社に損害を与えた場合は、お客様は当社に対してその損害を賠償する責任を負います。
4. お客様は、本サービスを利用するにあたり、患者等の同意が必要な場合は、自らの責任で患者等の同意を取得しなければなりません。
5. 前項各項の他、お客様は仕様書に定められた事項を遵守しなければなりません。

第9条 (当社の責任)

1. 本サービスのコンテンツ (リンクされるコンテンツ提供者のコンテンツやサイトを含みます。以下同じです) は当該コンテンツ提供者の責任のもと運用されるものであり、当社はこれらの内容の正確性、品質、適法性等について一切の責任を負いません。
2. 利用者によるコンテンツの利用により生じたお客様及び利用者の損害について当社は一切の責任を負いません。
3. 前2項に定めるほか、当社は、本サービスに関連して生じたお客様の損害について、当社の故意又は重過失による法令違反の場合を除き、予見又は予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負わないものとします。
4. お客様による本サービスの利用が第三者の日本国内における著作権、産業財産権等を侵害したとの理由で、お客様が第三者よりクレーム (訴訟の提起を含み、以下同様とします) を受けた場合には、次の各号所定の要件をすべて満たす場合に限り、当社はお客様に生じた損害を、本条の定めに従い賠償するものとします。
 - (1) お客様がクレームを受けた日から5営業日以内に当社に対しクレームの内容を通知すること
 - (2) 当該侵害に関連する第三者との交渉、訴訟等に関する裁量権及び紛争解決の実質的権限を当社に与えること
 - (3) お客様が当社に対し必要な援助を行い、全面的に協力すること
 - (4) クレームの原因について当社の責に帰すべき事由があること
5. お客様が、本利用約款に違反した場合には、当社はお客様に対し、前項所定の責任を負わないものとします。
6. お客様が第三者より本サービスの利用中止の要求を受けた場合、又は、本サービスに関し何らかのクレームが生じた場合もしくはそのおそれがある場合には、当社の判断により非侵害のものにするために本サービスを修正又は変更することができるものとします。
7. 本サービスの利用による第三者の権利侵害に関する当社の責任は、前各項に定める事項をもってその全てとし、当社は、これ以外に何らの保証責任又は損害賠償責任を負わないものとします。
8. お客様は、当社の責に帰すべき事由により損害が生じた場合、債務不履行、不法行為その他請求原因の如何によらず、当該事由の直接の結果として現実に生じた通常の損害に限り、利用料金 (年額) を上限として、当社に対し損害賠償を請求することができるものとし、当社が損害の発生を予見すべきであったか否かにかかわらず、特別損害、間接損害、逸失利益については請求できないものとします。

9. 本利用約款に基づく当社の保証や補償等の一切の責任は、本利用約款に明示的に定める事項に限られるものとします。

第10条（機密保持）

1. お客様及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本利用約款に関連して知り得た技術上又は営業上その他一切の情報のうち、相手方から「機密」である旨表示された情報もしくは機密である旨を告知されたうえで口頭、その他の方法により開示された情報であって、かかる口頭による開示後10営業日以内に当該情報の内容が機密である旨書面で特定された情報（以下「機密情報」といいます）を第三者に開示又は漏洩してはなりません。ただし、当社は、本サービスの提供に必要な範囲に限り、本条と同等の義務を負わせることを条件として、再委託先に機密情報を開示することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する情報については機密情報として取り扱わないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに保有しているもの
 - (2) 本利用約款に違反することなく、開示の時点で公知のもの及び開示を受けた後に公知となったもの
 - (3) 開示の有無にかかわらず独自に開発したもの
 - (4) 機密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの
3. 本条第1項の定めにかかわらず、お客様及び当社は、法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指導等に基づき裁判所、行政庁から開示を要求された場合、金融商品取引所の規則により開示が要求される場合又は会計監査人から開示を要求された場合には、相手方の機密情報を当該裁判所、行政庁、金融商品取引所又は会計監査人に開示、提供できるものとします。ただし、これらの事由が生じた場合、お客様及び当社は相手方に対して速やかに通知するものとします。
4. お客様及び当社は、本利用約款に別途定めるものを除き、相手方から開示された機密情報を、本サービスの利用又は提供以外の目的で使用してはならないとともに、相手方の書面による事前の承諾なしに、機密情報を本サービスの利用又は提供以外の目的で複製又は変更してはなりません。
5. お客様及び当社は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を厳重に管理するとともに、本サービスの利用又は提供にかかわる者に対して、本条の機密保持義務を遵守させるものとします。
6. お客様及び当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方から受領した機密情報を当該相手方に返却、又は自己にて廃棄もしくは削除するものとします。
 - (1) 本利用約款が終了したとき
 - (2) 相手方が返還を求めたとき
7. 本条の機密保持義務は、本利用約款終了後も2年間効力を有するものとします。

第11条（個人情報の取扱い）

1. お客様及び当社は、本利用約款の履行により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及びその他の個人情報の取扱いに関する法令・各種ガイドラインに基づき適切に管理し、第三者に開示、漏洩しないものとし、また本利用約款の履行目的以外に利用しないものとします。

2. 当社は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。また、当社は、お客様、利用者又は患者等からの要請を受けた場合、個人情報にかかる契約内容の遵守状況について報告を行うものとします。
3. 当社は、個人情報について、本サービスの提供及び本利用約款に明示的に定める範囲内でのみ使用し、これらの範囲を超える複製、変更又は第三者への提供等が必要なときは、事前にお客様から書面による承諾を受けるものとします。
4. 当社は、お客様、利用者又は患者等から個人情報の返還もしくは削除又は廃棄を求められたときは、当該個人情報をお客様に返還もしくは復元不可能な方法で削除又は廃棄するものとします。
5. お客様は、専ら自己の責任と費用において本サービスの利用に関連する自己の電子カルテの情報及び患者等の個人情報及びその他の関連情報を取り扱うものとし、本サービスの利用における個人情報の取り扱い（お客様が連携施設等に個人情報を提供する場合及びお客様が連携施設等から個人情報を受領した場合を含みます）に関して、一切の責任を負います。また、法令及び他所管庁のガイドライン等の定めに従い、個人情報の主体である患者等からの同意が必要な場合は自らの責任で取得し、個人情報を適法に扱えるよう必要な対応を行う義務を負います。
6. 本条第5項において、お客様が患者等に個人情報の利用に関する同意を取得する際には、個人情報を共同利用する連携施設等の法人名を患者等に明らかにします。

第12条（本サービス利用によるデータ・情報等の取扱い）

1. 当社は、お客様による本サービスの利用により本サービスに蓄積されたデータ・個人情報等及びお客様の承諾を得て取得したデータ・情報等について次の各号の目的で利用することができるものとします。ただし、本項第2号及び第5号に定める目的で当社がコンテンツ提供者に対して提供するデータ・情報等の内容は、次項に基づき作成された統計情報の範囲に限るものとします。
 - (1) 本サービスの利便性を向上させるため
 - ・本サービスの利用者が必要とする情報をレコメンドするため
 - ・本サービス利用者が検索機能利用時の検索候補の優先順位を入れ替えるため
 - (2) 本サービスの利用者に最適な情報を届けるため
 - ・本サービス利用者にパーソナライズされた最適な情報をレコメンドするため（コンテンツ提供者が本サービスにおいて適切なコンテンツ配信を行うことを含みます）
 - (3) 本サービスの機能強化・改善するため
 - ・利用されている機能、されていない機能を把握し優先順位をつけて機能改善を検討するため
 - (4) 本サービスの障害を早期に解決するため
 - (5) コンテンツ提供者が本サービス利用者に対する営業活動を行うため
2. お客様は、前項に定める目的のため、当社に対し、当社がお客様から取得した個人情報、本サービス上に蓄積される利用者の個人情報及び本サービスの利用状況、各機能の利用頻度等の関連データを利用し、複数人のデータから共通項目にかかる項目を抽出して分類毎に集計し統計化すること（以下「統計情報」といいます）を委託します。また、お客様は、当社が自ら統計情報を利用し、本サービスの範囲内で新たな機能又はサービスの提供を企画及び実施すること等及び当社がコンテンツ提供者に対して統計情報を提供し、コンテンツ提供者が自己のお客様に対する営業活動のため

に統計情報を利用することについて承諾します。なお、当社は、当該業務を遂行するにあたり、お客様の個人情報をコンテンツ提供者や第三者に一切提供しません。

3. 当社は、前 2 項に定める個人情報の利用に関しては、別途当社の定める本サービスの利用規約に基づき、利用者本人の同意を得た上で実施するものとします。
4. 本条の対象となるデータや統計化方法、利用内容等についての詳細は、別紙 2、3 に記載のとおりとします。
5. 本条の定めに基づき生じた統計情報に関する権利は、全て当社に帰属します。

第 13 条（反社会的勢力との取引排除）

1. お客様及び当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます）との取引排除に関し、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - (1) 自ら及び自らの役員（事実上の役員、実質的に経営に関与している者を含み、以下同様とします）が反社会的勢力ではないこと
 - (2) 自ら及び自らの役員が反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自ら及び自らの役員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
 - (4) 自ら及び自らの役員が反社会的勢力もしくはその関係者である旨を伝えず、相手方の名誉や信用を毀損もしくは毀損するおそれのある行為をしないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、脅迫的な言動を用いないこと
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害しないこと
2. お客様及び当社は、相手方が前項に違反した場合、相手方に何らの催告を要せずして、直ちにお客様と当社間で締結した一切の各契約等の全部又は一部を解除することができます。
3. 前項に基づき、お客様と当社間で締結した各契約等が解除された場合、解除された当事者は、当該契約に関する一切の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

第 14 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分・要請、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他当事者の責に帰することのできない事由による本利用約款の全部又は一部（金銭債務を除きます）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとします。当社は、当該事態が長引くと判断した場合、その旨をお客様に通知し、お客様に対し何らの責を負うことなく本利用約款を解除できるものとします。

第 15 条（特許権等）

1. 本サービスに関して新たに生じた発明その他の知的財産権又はノウハウ等（以下、総称して「発明等」といいます）にかかる特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含

むが著作権は除きます)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」といいます)は、お客様が発明等をなした場合はお客様に、当社が発明等をなした場合は当社に帰属するものとします。なお、両者が共同で発明等をなした場合は持分均等にてお客様当社の共有に属するものとします。

2. お客様及び当社は、前項に基づきお客様当社の共有にかかる特許権等を、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとします。なお、自らの持分を第三者に譲渡する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得なければなりません。

第16条(著作権)

1. 本サービスに関して新たに生じたドキュメント又はコンピュータプログラム等の著作物(以下、総称して「本著作物」といいます)にかかる著作権は、お客様が本著作物を創作した場合はお客様に、当社が本著作物を創作した場合は当社に帰属するものとします。なお、両者が共同で本著作物を創作した場合は持分均等にてお客様と当社の共有に属するものとします。
2. お客様及び当社は、前項に基づきお客様と当社の共有にかかる著作権を、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに行使できるものとします。なお、自らの持分を第三者に譲渡する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得なければなりません。
3. 当社が、本サービスの提供にあたり、当社又は第三者の既存の著作物を活用した場合、当該既存の著作物にかかる著作権は、当社又は第三者に留保され、お客様に帰属しないものとします。

第17条(サービスの停止)

1. 当社は、次の各号に定める場合には、事前にお客様に通知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は中止することができるものとします。ただし、緊急事態が発生した場合はこの限りではなく、当社は事後速やかにその旨を報告するものとします。これらの場合、本サービスの特性上、データ処理あるいは伝送途上のデータの復元又は再処理の保証はしないものとし、お客様に生じた損害について、当社はこれを免責されるものとします。
 - (1) 本サービスの提供に必要な設備等(以下「サービス提供設備」といいます)に対し、保守、工事、障害の対策等が必要な場合(計画的な保守作業を含みます)
 - (2) サービス提供設備の貸与・保守等を行う事業者が事業を停止する等、当社にて回避できない事由により、本サービスの全部又は一部を提供できない場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中断又は中止する場合
 - (4) その他、当社が本サービスの提供の中断又は中止することについて、合理的な事由があると判断した場合
2. 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が本サービスの提供を制限、もしくは中止する措置をとることがあることをお客様は了承するものとします。

第18条（サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスを廃止する場合、廃止する3ヶ月前にお客様に対して通知を行うものとします。通知内容の発信によりその効力が生ずるものとし、通知をお客様が未確認でもその効力に影響はないものとします。
2. 当社が予期し得ない事由又は法令、天災などのやむを得ない事由で、本サービスの廃止をする場合において相当の猶予期間をもった事前通知が不能な場合、当社は速やかにお客様に対して通知することにより、本サービスを廃止することができるものとします。
3. 前二項に基づき本サービスが廃止された場合、当該廃止の日に本利用約款は解約されるものとします。

第19条（免責）

当社は、次の各号のいずれかの事由に起因する本サービス提供の遅延、停止又は廃止について、いかなる責任（データ等の復元・復旧作業を含みます）をも負わないものとします。

- (1) 第17条に基づく本サービスの停止
- (2) 第18条に基づく本サービスの廃止
- (3) お客様がネットワーク経由で行った作業が原因となって生じた本サービスの利用上の障害、その他の問題
- (4) 通信回線の障害、お客様の端末の誤操作・障害等に基づく本サービスの不履行、サービス提供設備又は利用環境を構成するハードウェア、ソフトウェア、テンプレート、ライブラリ等に関するバグ、不具合等による障害
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御しえないサービス提供設備への第三者による不正アクセス又はアタックもしくは通信経路上の傍受による損害
- (6) 当社が第三者から購入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて、当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスのサービス提供設備への侵入
- (7) 当社が定める手順・セキュリティ手段・利用環境の準備等をお客様が遵守しないことに起因する障害又は問題
- (8) データ等の全部又は一部の消失・破損
- (9) 本サービスに連携される第三者（コンテンツ提供者を含む）のサービスやシステム等に起因する問題

第20条（契約解除）

1. お客様及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何ら催告を要せず、直ちに本利用契約の全部又は一部を将来に向けて解除することができます。なお、本条の規定は、第9条第8項に定める損害賠償請求の権利を妨げません。
 - (1) 相手方の債務不履行が、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、是正されないとき
 - (2) 重大な過失又は背信行為があるとき
 - (3) 差押、仮差押、公売処分その他公権力の処分を受け、又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、

特定調停、もしくは破産その他倒産手続開始の申立がなされたとき

(4) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき

(5) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(6) 相手方の資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(7) その他本利用約款を継続しがたい重大な事由が発生したとき

2. お客様又は当社に前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該当事者は、当然に期限の利益を失い、相手方に対する一切の債務を直ちに履行するものとします。

3. 当社は、お客様に対する90日前の書面（電磁的記録を含みます）による通知をもって、本利用約款を解約することができます。

第21条（契約終了後の措置）

1. お客様は、理由の如何を問わず本利用約款が終了した場合、直ちに本サービスの利用を終了し、以後、本サービスを利用することはできないものとします。

2. 当社は、本利用約款が終了した場合、本サービスに格納された一切のデータ（お客様が第12条各項に基づいて利活用する統計情報を除きます）を契約終了日から30日経過の時をもって削除することができます。

3. お客様は、本利用約款が終了した場合、関連する連携施設等に対して速やかにその旨を通知しなければなりません。

第22条（相殺）

当社がお客様に対し債権を有しかつ債務を負担している場合、当社は、当該債権の弁済期が到来していなくても、当該債権と当該債務とを対当額をもって相殺できるものとします。

第23条（権利義務の譲渡等）

各当事者は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本利用約款上の権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は、担保に供してはなりません。

第24条（変更）

1. 本利用約款の全部又は一部の変更は、別途当社が定めるところにより、当社の裁量にていつでも変更することができます。お客様は、変更後の本利用約款の内容に従うものとします。

2. 利用規約の変更は、別途当社が定めるところにより、当社の裁量にていつでも変更することができます。

3. 仕様書の変更は、別途当社が定めるところにより、当社の裁量にていつでも変更することができます。ただし、変更を行う場合は30日前までにお客様に対して変更内容の通知を行うものとし、当該通知は仕様書に記載のサポートセンターを通じて行うものとします。

第25条（存続条項）

本利用約款終了後も、第4条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条第3項、第14条乃至第17条、

第19条、第20条第2項、第21条、第23条、本条、第26条及び第27条の定めはなお有効に存続します。

第26条（準拠法及び裁判管轄）

本利用約款は日本法に準拠するものとし、本利用約款に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（協議）

本利用約款に定めのない事項その他本利用約款に関して生じた疑義については、お客様及び当社で誠意をもって協議し決定します。

2024年8月29日 制定

2024年9月13日 改定

2025年1月6日 改定

2025年2月5日 改定

2025年4月7日 改定

2025年5月26日 改定

【別紙 1. 仕様書】

1. サービス概要

(1) 標準機能

- ア) Dr2GO 製品サイト (<https://www.scsk.jp/sp/dr2go/>) 上に記載されたサービス
- イ) ア) に付随または関連して提供される各種ソフトウェア及びサービス

(2) 注意事項

- ア) お客様が本サービスを利用するにあたっては、当社が公開する資料、ホームページ等にお客様の法人名を掲載することに同意いただくことが前提となります。
- イ) お客様が本サービスを利用するにあたっては、利用者にコンテンツ提供サービスを積極的に活用いただくことが前提となります。当該前提が満たされない場合、別途費用を含め利用条件について協議させていただきます。
- ウ) 上記、「④地域医療連携サービス（地域連携チャットアプリ）」を利用するにあたり、お客様には以下項目に同意いただくことが前提となります。

①連携施設等との調整

お客様は、自己のシステムと連携する連携先を選定し、当該連携先と自己との間で必要な取り決めを行うと共に、当社が当該連携先と契約締結を行えるよう必要な調整等を行います。また、自己の提供する個人情報を連携先が適切に管理することができるよう、自己の責任と負担で連携先と必要な調整を行います。

②患者等へ個人情報取得の同意を得ること

お客様は、法令及びその他所管庁のガイドライン等の定めに従い、個人情報の主体である患者等本人からの同意が必要な場合は、患者等本人に、取得項目を具体的に示したうえで、個人情報取得の同意を得なければなりません。

③患者等へ個人情報共同利用の同意を得ること

お客様は、法令及びその他所管庁のガイドライン等の定めに従い、個人情報の主体である患者等本人からの同意が必要な場合は、取得した個人情報を連携施設等と共同利用することについて、連携施設等の法人名を具体的に示したうえで患者等本人の同意を得なければなりません。

④個人情報の管理

当サービスに必要な患者等の個人情報の管理を行います。

⑤個人情報及び施設情報の保存場所に同意すること

共同利用される患者等の個人情報及び連携施設等の空床情報は、各種法令及びその他個人情報委員会ガイドライン、諸官庁のガイダンス等の定めに基づき、お客様の環境に構築し運用されます。

⑥患者等の個人情報保護に関する同意

当社からの通知を受け、お客様が Dr2GO を利用している法人の連携先となることを承諾する場合、お客様は、当該法人（連携元）の提示する患者の個人情報の取り扱いに関する事項について同意しなければならず、当該提示内容の一部又は全部について同意できない事項が

ある場合は、お客様と当該法人（連携元）との間で必要な調整を行い、合意を行った上で当社に承諾の可否を通知するものとします。

⑦施設情報のメンテナンス

お客様は、連携元に開示される自己の施設情報（空床数・病床属性）のメンテナンスを行い、常に最新の情報を公開します。

⑧情報の利用を限定すること

連携元と共同利用される患者等の個人情報及び連携施設等の空床情報は、本サービスの利用範囲に限り利用できるものとし、他のいかなる目的において利用してはなりません。

⑨情報の利用に関する事項

連携元、連携先が共有する情報（患者の個人情報や施設情報とするがこれに限らず、Dr2GO 利用に必要な情報を指します）については別途連携元、連携先にて協議を実施し、合意した内容を共有するものとします。

⑩連携元から連携先の利用規約の作成・合意

お客様が連携元である場合、必要に応じて、連携先との間で、お客様が別途定める利用規約等の条件に本利用約款に抵触しない範囲で合意頂くものとします。

2. 本サービスの影響区域

本サービスの利用は、日本国内に限定されます。

ただし、出張等により日本国外において一時的に本サービスを利用する場合には、この限りではないとします。

3. サービス利用期間

第2条2項に定める本サービスの利用が成立した日付から1年間とします。

4. サービス提供時間

24時間365日

5. サポート

本サービスの利用に関して発生した疑問や問題については、Dr2GO サポートセンターにサポートサイトを通じて連絡するものとします。

サポートサイトの使い方や接続方法は利用契約締結とあわせて通知します。

SCSK 株式会社 Dr2GO サポートセンター

平日 9:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始及びお客様の祝日はサポート対象外です）

6. 利用環境

動作検証済バージョンの最新情報は、動作検証実施後に更新し弊社製品サイトにて公開します。

<https://www.scsk.jp/sp/dr2go/registration-process/index.html#faq>

7. サーバ設置場所

当社の所有するデータセンターにて「USIZE」サービスを利用します。

また一部アプリケーションに関してはお客様の環境を利用します。お客様に準備頂く環境は弊社製品サイトにて公開します。

<https://www.scsk.jp/sp/dr2go/registration-process/index.html#faq>

8. 本サービス利用料金

第4条1項記載

9. 支払条件

本サービスの利用料金

利用契約成立月末・契約更新月末請求、請求日の翌月末までに、年額を当社指定の金融機関口座に現金振込

第4条6項記載の諸経費

費用発生日末日迄請求、請求日の翌月末までに当社指定の金融機関口座に現金振込

2024年8月29日 制定

2024年9月13日 改定

2025年1月6日 改定

2025年4月7日 改定

2025年5月26日 改定

2025年7月16日 改定

【別紙2. 個人情報】

①医学情報検索サービス利用ログ

- ・サービス利用人数、回数
- ・サービス利用者の診療科など付帯情報
- ・登録された検索ワード
- ・利用者が閲覧した情報、ドキュメント
- ・サービスを利用した年月日、時間などの付帯情報

②コンテンツ閲覧ログ

- ・コンテンツ閲覧人数、回数
- ・コンテンツ閲覧者の診療科など付帯情報
- ・コンテンツを閲覧した年月日、時間などの付帯情報

2024年8月29日 制定

【別紙3. 統計情報】

①利用状況サマリー

- ・登録医師数 ・利用人数・(1) ①②の利用数

②時間帯別利用状況

- ・(1) ①②の利用時間帯

③利用推移(月別推移)

- ・(1) ①②の月別利用推移

④医学情報・ドキュメント閲覧人数

- ・(1) ①の情報・ドキュメント毎の閲覧人数

⑤コンテンツ閲覧人数

- ・(1) ②のコンテンツ毎の閲覧人数

2024年8月29日 制定

(以下余白)